

平成23年10月17日

外	務	省
財	務	省
経	済	産
業	省	

リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者に対する 資産凍結等の措置の削除等について

我が国は、国際連合安全保障理事会決議（以下、「安保理決議」という。）第1970号及び第1973号により指定されたリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者（6団体・15個人）に対し、資産凍結等の措置を講じてきました。今般、リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者に対する資産凍結等の措置に関して、新たに採択された安保理決議第2009号を受け、所要の措置を講ずることとしました。

1. 措置の内容

外務省告示（10月18日公布）により、資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として指定をされていた6団体につき、以下の措置を10月18日から行います。

（1）2団体（別添の（1）に掲げる者）に対する外為法に基づく支払い規制および資本取引規制等の解除。

（2）4団体（別添の（2）に掲げる者）に対する外為法に基づく支払い規制の解除及び資本取引規制等の一部解除。

2. 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者は合計4団体・15個人となります。ただし、うち4団体については、資本取引（預金契約及び信託契約）のみが規制の対象となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局中東第1課

電 話：03-5501-8000（内線 2769）

財務省国際局調査課外国為替室

電 話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実 郁郎

担当者：松本、鈴木

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

03-3501-0538（直通）

(別添)

(1) カダフィ革命指導者及びその関係者に係る資産凍結等の措置を解除される者(2 団体)

・リビア国営石油公社 (Libyan National Oil Corporation)

所在地: Bashir Saadwi Street, Tripoli, Libya

かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下であり、体制の潜在的資金源であった。

・ズウェイティーナ石油会社 (Zueitina Oil Company)

別名: ZOC; ズウェイティーナ (Zueitina)

所在地: Zueitina Oil Building, Sidi Issa Street, Al Dahra Area, P.O. Box 2134, Tripoli, Libya

リビア国営石油公社の傘下にある。

(2) 資産凍結の措置が緩和されて適用される者(4 団体)

1. リビア中央銀行 (Central Bank of Libya)

かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下であり、体制の潜在的資金源であった。

2. リビア投資庁 (Libyan Investment Authority)

別名: リビア・アラブ外国投資公社 (Libyan Arab Foreign Investment Company (LAFICO))

所在地: 1 Fateh Tower Office, No99 22nd Floor, Borgaida Street, Tripoli, Libya, 1103

かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下であり、体制の潜在的資金源であった。

3. リビア外国銀行 (Libyan Foreign Bank)

かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下であり、体制の潜在的資金源であった。

4. リビア・アフリカ投資ポートフォリオ (Libyan Africa Investment Portfolio)

所在地: Jamahiriya Street, LAP Building, PO Box 91330, Tripoli, Libya

かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下であり、体制の潜在的資金源であった。